

## 令和5年度第1回男女共同参画推進会議

- 1 開催日時 令和5年8月28日（月）午後1時30分から3時まで
- 2 開催場所 白井市役所東庁舎1階 会議室101
- 3 出席者 北川慶子会長、市川温子委員、佐藤真弓委員、鈴木孝委員、塚原幸恵委員、増田道恵委員、大高一穂委員、石原昌子委員、草野弘治委員、中島京恵委員、松澤拓巳委員、高橋良多委員、鵜沼里江委員
- 4 欠席者 大野晋次委員
- 5 事務局 市民環境経済部 岡田部長  
市民活動支援課 内藤課長  
市民活動支援係 石田係長、袖山主事補
- 6 関係課 宇賀危機管理課長、鈴木障害福祉課長、相馬子育て支援課長、片桐保育課長、宗政学校政策課長、榛沢教育支援課長
- 7 傍聴者 1名
- 8 議題 白井市男女平等推進行動計画 令和4年度進行管理結果について
- 9 議事 白井市附属機関条例第6条の規定により、会長が議長として議事を進行した。

○会長 それでは、これより議事を進めていきたいと思いますが、今日は1時30分から3時までを予定しておりますので、この1時間半の中で、皆さん方の活発な御意見とディスカッションをしていけたらなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、どうぞこの令和4年度進行管理結果につきまして、事務局のほうから御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局 （事務局説明）

○会長 どうもありがとうございました。皆様方も、既にこれは配付されていた資料でございましたので、よくお読みになっていらっしゃるかと思います。

それでは、今、事務局から御説明がございましたように、4名の方が丁寧に読んでいただいて、11項目の質問をしてくださいました。それに対しまして、全部で7課の方々がこのように回答をしてくださいました。本当にどうもありがとうございました。7課の方々に改めて御礼申し上げます。

そこで、まず最初は、今、事務局からもございましたように、ここに7課に対しての御質問がございました。それに関するさらなる質問ですとか、あるいは、ここに御回答いただきました7課から、もう少し補足的に加えたいというような回答がございましたら、そ

れを最初に取り上げていきたいと思えます。

もちろん、4名の方々、御質問いただきましたけれども、この中で十分に答えてくださっているとは思いますが、それでももう少し聞いてみたいというようなことがございましたら、この4人の方も含めまして、皆さん方、ここに関する事で御質問がございましたら、改めて伺いたいと思えます。いかがでございますでしょうか。

どうぞ。お願いいたします。

○●●委員 ●●です。12番の質問をさせていただいておきまして、教育支援課のほうから御回答をいただきましたのですが、結論として、冒頭の質問に対してアンケートは実施していませんという結論が得られましたので、その点について、もう少し深掘りをしたいなと思っております。

今年度、こども家庭庁もできまして、「子どもの意見表明権」というのが非常に言われている今日、子供が何を考えているのか、どんな意見を発信したいのかというのをとても大事にしていきたいという今日の御時世かなと思っております。

私、先般、他市なのですけれども、LGBTQの学校での教育の後のアンケートの集計をお手伝いしまして、果たして小さいというか、子供たちがどう考えていらっしゃるのかなと思っておきまして、非常に活発な、積極的な、ちょっと1歩踏み込んだ、大人もちょっと引いてしまうような意見も表出されておきまして、ぜひこういった教育に対する効果測定というわけではないのかもしれませんが、実際この授業を子供たちがどう受け止めたのかというものについて、もう少し積極的に意見を吸い上げるような仕組みがあるといいのではないかなというふうにおきしております。

先生のほうに一生懸命、積極的に教育をいただいているというお話もあるのですが、一方で、それを受けている子供たちの意見というものをしっかりと観察する上での工夫というものをさせていただきたいなと。そのことが男女共同参画、性別の固定的な役割ということについて、幼少期の頃から意識づけにつながっていくのかなというふうにおきましました。

以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御意見を含めまして、教育支援課のほうから一言頂けますでしょうか。

○教育支援課長 それでは、●●委員さんのほうから御質問を頂いたことについてお答えします。ここには人権教育と豊かな人間関係プログラムづくりの実施ということで、二つが列挙してありますが、人権教育におきましては、何か一つ特別な授業をやっただけが人権教育と捉えていません。人権教育というのは、授業だけでなく教育活動全体において人権教育を取り組んでおきしますので、何か一つの授業、あるいは取組に特化しているものではなくて、全体として捉えておきます。ですから、一回一回、アンケートをとるといったことはございません。

ただし、委員さんがおっしゃられたように、学校でLGBTQの研修を取り組んだときなど、特化したものについては各学校でアンケートをとっておりますので、そういったものについては集約し、改善を目指しております。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございます。

●●委員さん、何かありますか。

○●●委員 ありがとうございます。そうすると、今回、男女共同参画事業という一環なのですけれども、その男女共同参画という観点で、何か特定の事業というのは、実施の実績というものはおありでしょうか。

○会長 教育支援課、もう一度よろしいでしょうか。

LGBTQは白井市の男女共同参画にも係りますし、ダイバーシティという視点からはそれを取り上げていらっしゃるのですけれども、男女共同参画ということについて、何か取組があったかどうかということでございます。いかがでしょうか。

○教育支援課長 それでは、お答えさせていただきます。先ほども委員さんがおっしゃられたように、教職員の研修としてLGBTQの研修は、全ての学校ではありませんけれども、多くの学校で実施しております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

●●委員さん。

○●●委員 ありがとうございます。お子様とお話をしていると、やはり男らしさとか女らしさとか、子供ながらに結構意識をされているというところがあって、それが将来的に何となく固定的な役割分担になっているんだなというところもありますので、その辺、細かく今やっただいてるかと思うのですけれども、引き続き生徒の意識、子供の頃にはそういった意識はなかったのだけれども、どうして大人になってそういう意識になってしまうのかなということについて、素朴に疑問を感じながら教育活動をしていただけると、大変ありがたいなと思っております。

以上です。

○会長 どうもありがとうございます。

では、教育支援課の方々、よろしく願いいたします。これは私たちが常にここの会議で課題にしていることでもございますので、教育現場でもよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、ほかに皆さん方の中で御意見ありませんでしょうか。

別にこの12番だけではなくて、11項目ございますね。この11項目の中で関連した御質問でしたら、何でも結構でございますので。せっかく7課の方がここにおそろいでございますので、いかがでしょうか。皆さん方の御意見とか御質問をお願いしたいと思います。

す。

どうぞ、お願いいたします。

○●●委員 ●●委員と似ているかもしれませんが、人権教育とかLGBTQのこともそうなのですけれども、小さいうちから行うというのはとても大切だと思います。ですが、例えば、低学年のうちというのは、家庭の在り方が重要で学校でそれを聞いても、うちに帰って、保護者が違う態度、「男の子なんだからしっかりしなさい」とか、「女の子はこんなことしたらおかしいわよ」みたいなことがあると、結局プラスマイナスゼロになってしまうと思うんですね。なので、保護者に対してどのような働きかけをして、分かってもらえるようにしていくかというのも大切かなと考えています。

実際には、いろいろな講座を開いたりしても、なかなかいろいろな事情で参加ができなかったりすることが多いというふうに感じているんですね。それで、学校の取組として、例えば就学時前の健診というのがあると思うのですけれども、そういうときだと大半の保護者がついてきます。お子さんが健診している間の時間というのは待っているということになるので、例えば、そういう時間を利用して、何か講座ではないですけれども、お話をするとか、何かそういうような取組というのをするといいなというふうに考えています。

保護者会や入学式の後自由に参加できる講座とかがあってもなかなか自由となると、家庭の事情がそれぞれあるので、帰られてしまう。時間の関係もあると思いますので待ち時間などを有効活用して保護者も一緒に理解してもらえるような取組をしてほしいと思います。今既に行われているのかどうかというのも、全然、私、分からないものですから、伺いたいと思います。

○会長 では、教育支援課でよろしいですか。お願いいたします。

○教育支援課長 それでは、●●委員さんの御質問にお答えします。

生涯学習課の範疇ではございますが、今、委員さんがおっしゃられたように、10月から11月において就学時健康診断が行われますので、その折に講師の方をお招きして、各保護者、全ての保護者を対象にした家庭教育学級を行っております。

また、保護者へのいろいろ啓発ということに関しましては、各学校で毎月学校だよりというものを出したりしておりますので、そういったお便りにて啓発活動を行っております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。しっかりとやったださっているということに、私たちは心強く思います。

それでは、ほかにはいかがでございましょう。

●●委員さん。

○●●委員 委員の●●です。20番の保育士の給与面について質問をさせていただきました。おおむね数字は理解できました。ついでに追加で質問なのですが、平均勤続年数及び最長勤続年数及び平均勤続年数における給与額についても教えてください。

○会長 では保育課、お願いいたします。

○保育課長 今の●●委員さんから御質問のあった平均勤続年数、それと最長勤続年数、それともう1点。

○●●委員 平均勤続年数における年収ですね。月々の給与でもいいのですけれども。

○保育課長 その算出の方法としましては、ごめんなさい、今時点のお答えとしまして、今そのデータが手元にないので、お答えできないという状況なのですけれども。公立の保育士に関しても、平均、今おっしゃっていただいたようなデータというのは出せると思います。

ただ、私立の保育園に関しましては、これ全てまた調査して御回答しないとならない内容になりますので、それに関しては、ちょっとお時間がかかるかと思えます。

以上です。

○●●委員 ありがとうございます。正直、この額というのはすごく安い額だなと思っていて。私の息子自身が今、保育園に通っていますけれども、先生たちに対して大変申し訳がない気持ちが湧いてきてしまうくらいに、本当にひどい額だなと思っています。改善はしているとはいえ、この5年間の物価上昇に追いついていない昇給額では、これは本当に改善と言えるのかと。よくまあ改善と言えたものだと。そのくらいひどい額だと思っています。

あとは、ここにも回答は頂いているのですけれども、「お給料以外の魅力的な」というのは、保育園に限らず、いろいろな企業が言うのですけれども、まず間違いなく成功しないです。ほとんど成功しないです。よっぽどそれに魅力がない限りは、成功しないです。うちの会社もかなり特殊な会社ですけれども、やりがいとかそういったものよりは、ちゃんと現ナマも用意して、人を集めて、そして教育を施して、仕事をできるようにという形にしないと、本当に人、来てくれないので。ちょっとこれ、甘く見過ぎなのではないかという。かなり危機感を覚えています。

○会長 では保育課、よろしくお願いいたします。いかがでしょう。

○保育課長 御意見ありがとうございます。●●委員、申し訳ありません。先ほど公立の保育所の平均だけ、手元にデータがございましたので。正規職員で今、年齢が37歳から39歳で、平均が540万8,000円というような金額となっております。あと回答の中にもあるのですが、一般職の職員と同じ給与体系で白井市の場合になっておりまして、ほかの職とのバランス等もございまして、現在はこちらの。確かに、在職1年目から5年目というとても非常に少なく見えてくるのですけれども、実態としては、年数がたつほど私立との差が縮まっていったって、公立のほうが逆転していくというふうな形で、37歳から39歳だと540万8,000円ぐらいの感じになっております。

○●●委員 フルタイムで。

○保育課長 フルタイムです。

○会長 そういたしますと。これは白井市ですね。ほかの市町ですとか、それから千葉県全体ではどうでございましょうか。比較して。お願いいたします。

○保育課長 一部、独自の保育士の給料表を持っているところもあるのですが、ほとんどが一般職と同じ給料表になりますので、白井市が極端に低いということはないかと考えています。

○会長 ありがとうございます。

では、これに関することでも結構ですし、またこの11項目の中で、特にもう少しお聞きしたいというようなことがございましたら、ぜひぜひお願いいたします。

では、まず4人の委員さんの中で、このように質問していただきましたけれども、それで追加でもう少しお聞きしたいということがございましたら、まず4人の方からお願いしましょう。

どうぞ、お願いいたします。●●委員。

○●●委員 ●●と申します。度々、教育政策課様で申し訳ございませんが、101番のいじめ・暴力・虐待の予防・啓発ということで御質問させていただきます。回答いただきまして、ありがとうございます。

ただ、今、男女共同参画で私たち会議しているのですけれども、その前に、やはりこの少子化という日本、あるいは世界中そうだと思うのですけれども、この対応ということで、学校教育って非常に大事だと思うんですね。みんなが、子供一人一人が、学校生活が楽しいな、今日こんないいことがあったんだというふうに思える学校生活を目指していると思うんですね。先生方は。でも、実際このようないじめがあるということで、24%解消できていないというところにちょっとこだわりを持ちまして御質問をさせていただきました。

解消しつつあるとは思うんです。学校のほうも地域社会の方も協力しながら。ところが、もしかしたらこの夏休み中にも、もうすぐ終わってしまうと、2学期からまた続けてあるのかなとか、ちょっと不安な気持ちで、この休みをあと何日ってカウントしている子もいると思うんですね。そういう子たちが、これから学校が始まっているとあると思うんですけれども、もし解消できない、あるいは、学校に無理やり連れて行くような世の中ではないと思うので、そういうときの受皿。市としてどのような対応をされているのかなということについて教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 お願いいたします。

○教育部長 ありがとうございます。●●委員さんからの御質問で、今、いじめの解消について、76%が解消していて、24%がまだ解消できていないという数値が出ているというところでの、この24%はどういうふうになっているのかの御質問にお答えしたいと思います。

まず、いじめの解消という定義は、指導なりが入った後に、3か月間その行為がないということを確認できて初めて解消ということになります。

こちら側で出ている数値なのですが、結局3か月分が経過していない数値が基本的にはこの24%に当たります。そして、その間しっかりと、その3か月間、継続的に見守り・声かけ、それから家庭への連携ですね。連絡等、本人への相談等、大丈夫かというようなこととか。あと、授業での様子を観察をお願いします。しっかりしていくというところで3か月間しまして、3か月後に解決に至るということになります。そして、こちらでは出っていないのですが、3か月以上継続しているケースはございませんので、この残りの24%というのも解消しているというふうに確認しております。

それから、あと休み明けの動向で、なかなか学校に足が向かない児童・生徒たちをどのように対応していくかという御質問ですが。まず、学校では、ケース・バイ・ケースではありますが、夏休み終わり頃に担任の先生からとか、関わりのある先生から電話をしたり家庭訪問をしたり等して、本人の様子を聞き取ったりしながら、あるいは声をかけながら、登校を促すこともございます。また、朝登校できないというような子などは、放課後に家庭訪問したりしながら、どんな様子なのかというようなことや、本人の事情等をしっかりと聞き、その対策を一緒に立てたりしていこうねというような話をしたりしながら促すと。決して無理に学校に来させるというような対応ではなく、本人が行こうかなというような、そういう気持ちになれるような働きかけを先生方は心がけて取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

いかがですか、●●さん。

○●●委員 ありがとうございます。とても懇切丁寧な対応ということで、いろいろなアクセスから子供たちを支援している姿が感じられました。ありがとうございます。

ただ、一度不登校、学校に行けなくなった子供たちをどう市で、受皿といいますか、何かサポートセンターとか、そういうのがありましたら教えていただければありがたいです。

○会長 では、学校政策課、お願いいたします。

○教育部長 お答えします。市のほうでは、「ヤングハートしろい」という市の教育委員会のほうでやっております教育支援センターがございます。不登校でなかなか学校に行けないというような児童や生徒をそちらのほうに通ってもらって、そちらから一つには学校復帰の目的で、学習や体験活動等をしてもらいながら学校復帰を目指したり、あるいは、将来的には自立していくための成長を促すような指導に取り組むよう進めたりというようところで、市のほうの対応としては、そういうのを取り組んでおります。

また、学校のほうとしては教育センターというか、別の教室を確保して、そちらのほうで対応に当たっているという学校もございます。内容的には、先ほど言った教育支援センターと同じような内容で取り組んでいるというところがございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

○●●委員 ありがとうございます。私も他市で働いておりますので、この白井市さんとの取組、大いに参考にさせていただいて、少しでも多くの子が学校が楽しいと言えるような生活が送れるように、私も支援していきたいと思えます。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

はい。

○●●委員 ●●と申します。よろしく申し上げます。今のいじめに関してなのですけれども。いじめというと、とかく子供同士のいじめに焦点を当てられる感じなのですけれども。今、うちの息子も中学校なのですけれども、先生が残念ながら、ひどくて、本当に私も不登校になるのではないかと、ひやひやしているのですけれども。今年ほかの市から移られた先生なので、白井市のこういう取組の教育をされていないかもしれないのですけれども。それに関して、教頭、校長、教育委員会のほうにも相談したのですけれども、結果、何も変わらないのですね、残念ながら。

この前、また保護者会があったので。いっぱいありますけれども、具体的な一つとしては。本当に小さな一つの例としては、先生いつも遅刻をしてくるのですけれども、子供たち、この夏の暑さの中、部活が8時からということで、外に8時前にいたのですけれども、先生が20分、30分遅刻してきて、外で20分、30分、子供たち待たされたりとか。鍵はほかの先生が開けてくれていて、中には入っていたけれども、45分遅刻してきたりとか。そういうことも多々ありまして、言って少し解消されたのですけれども、また喉元過ぎればという感じで、また最近、遅刻をしてきて。遅刻をしてきたにもかかわらず、いきなりどなるということがまた。また元に戻っちゃったよと子供は言っているのですけれども。

先日、保護者会があったので、また言おうかと子供に言ったのですけれども、子供のほうが、もう言っても無駄だよ。何も変わらないよ。あきらめたほうがいいよという声があるんですね。ほかの親御さんも、そういう先生、そういう人には、自分はならないぞという反面教師にするしかないんじゃないとか。

あと、社会に出たらそうかもしれないのですけれども、子供が毎日楽しく学校に通うという面には反していて。そういうのを市としてはもう少し何かしていただけないのかなというふうに、今、こういう機会があったのでお聞きしたいのですけれども。

○会長 ありがとうございます。

では、学校政策課ですね。お願いいたします。何かこれに関しまして。コメントでも結構でございます。お願いします。

○教育部長 先生が直接にいじめているとかという事例とは、また違いますかね。

○●●委員 一番最初にあった、その遅刻とは別に、うちの子がクラスの代表をやっていて、毎朝、今日の目標を言うのですけれども、そのときにクラスの前で、まだ1年生なの



ですけれども、十分考えて言っていたことを、お前、何言ってんのか全然分かんねえよ。もっとまとめて話せよみたいなことを毎日言われるというので、子供から相談を受けたんです。それに関して、じゃ、先生に言おうかって言ったときに、子供から、でも、そんなこと言うと、先生にいじめられると嫌だからっていう、そこで、いじめという言葉が子供から出たので、ちょっとどきっとしました。

○教育部長 分かりました。やはり教師としての立場や教師としての振る舞いというものは大切になると思います。そういう中で、子供たちが困ってしまったり、嫌な思いをするというのは、一方的に出てしまうような状況というのは、これは改善していかなければならない点かと思えます。そして、その改善する手段として、やはり教頭・校長の管理職がきちっと職員の指導に当たっていくということが大切になってくると思います。

また、保護者の方からも、ぜひ学校のほうにまた詳しく御相談をしていただきながら、そして、よりよい、今のお話であると、クラスとか部活動等の方針を出していけるように話をしっかりと持って、そして確認をしていく中でまた問題があるようであれば、そのところを学校の管理職のほうにも相談をかけて進めていくことが大事かと思えます。あと、市教委のほうにも御相談いただいて、またその点も含めて進めていければいいかなというふうに思っております。

以上です。

○会長 はい。

○●●委員 すみません、担任・教頭・先生と一度お話ししました。1か月たって改善見られなかったので、校長先生とお話ししました。校長先生もお話しするときは、ほかの保護者が2名、子供たちも現状を伝えたいということで、子供たち7人ぐらいと話しました。そうしたら、校長のほうは、部活のほうで保護者会議開いてアンケートをとって、それに関する返答はないままに、今までどおりの体制でいきますという返答しかなく、結果、何の改善もないまま今までどおりの、何もなかったことと同じ現状が続いています。

教育委員会のほうにも相談したのですけれども、今と同じようなことをお話しされて、学校で解決するしかないという感じだったので、解決されないし、教育委員会のほうに御相談しても、結果、何も解決する方法もなく、子供たちがあきらめるという状況になっています。

○会長 というような現実の報告でございましたので、少し考えていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それから、ただいま伺っていましたが、学校にはスクールカウンセラーとか、それから、スクールソーシャルワーカーという人たちもいますですね。そういう方々に対して、例えば性的な悩みですとか、今のいじめとか虐待とかいう、家庭の中ですとか、学校の中でのいじめとかって、いろいろあるかと思えますけれども、そういうことについての何かデータといいたいでしょうか、ございますのでしょうか。あるいは、全ての小中学校にスクー

ルソーシャルワーカーなどは一番適しているだろうと思いますけれども、その方々からのただいまのことに關するようなレポートとかというようなものがございますのでしょうか。どうでしょうか。何でも結構でございますけれども、關連することを。

学校政策課ですか。よろしくお願ひいたします。

○教育部長 ありがとうございます。今、数値的な部分でいいますと、手元にそれらの資料がないのですが。すみません、お答えはできないところではあるのですが。いろいろな学校で問題が出たときにつくカウンセラー、それから、つくソーシャルワーカー等を導入して、あるいは一緒に入っていて、問題解決をする例などはございます。

ですから、今、お話があったような件も状況に応じて、そのような方々にも協力をいただきながら、対応していくことも一つかとは思っております。

○会長 どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

●●委員。

○●●委員 私もいじめ・暴力・虐待の予防・啓発について質問をさせていただきましたので。私の質問は、文科省から出ている2通達、4文科初第2121号と30文科初第1874号。これは、どちらも学校及び教育委員会に対して、警察との連携を図りなさいという内容であるということを簡潔にここで説明させていただきます。

先ほど、●●委員個人の状況が出てきたと思われるのですが、私が思っていたよりもかなり悪い状態というか、現状が出てきてしまっていることは、非常に残念です。個人的に私、学校組織というものをあまり信用はしていなかったもので、今年の2月及び3月、5月か、にこれらの通達が出てきたので、いい機会だと思ってこの質問をさせていただいたのですけれども、ここに書いてあることは、本当に何ら浸透していないのかなど。これは●●委員の個人的な、ここで表明されたものなのですからけれども、それが非常に見える化されてしまって、非常に残念な例だと思っています。

まず、教師自身がいじめを理解していないという。それに対して、どのようにしていくのか。これは、学校教育長や教育支援課長ならず、●●委員にも意見を伺いたのですけれども、お三方、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

●●委員の御意見、あれば教えていただきたいのですが。

○会長 よろしいですか。

○●●委員 では、まずちょっと整理したいので、質問事項をもう一度言ってもらってよろしいですか。

○●●委員 文部科学省からの二つの通達があったとおり、いじめ等について警察との連携を行うようにということがあったのですけれども。今回はアカデミックハラスメントなのですからけれども、ちゃんとそういうふうな犯罪としていじめを扱う意識ができていますか。

○●●委員 このことについては、市教委を通じて通知文をもらっておりまして、もちろ

ん、校内の中で通知文を職員にきちんと渡したり確認したりはしています。必要であれば、警察との連携、もしくは市教委との連携、そういったことは行うように。まだそういう事例は本校にはないのですけれども、もし起きたときには、こういうふうな手はずで行うということを、いじめ防止基本方針にのっとって進める。いわゆるマニュアルですね。そういったものを作って、実際にそういうことが起きたら、警察との連携が必要である、適用するというふうなシステムはつくっております。

以上です。

○会長 納得されましたか。

○●●委員 では、ほか2課からお願いいたします。

○会長 では、学校政策課と教育支援課でしょうか。お願いいたします。

○教育支援課長 それでは、お答えします。教育支援課の私、担当でございますが、やはり今、●●委員さんと同じような考えで、私も各学校にいじめ防止基本方針というのがございますので、それを沿って、もし関係機関、警察等との連携が必要であれば、そのような形でっております。

以上でございます。

○教育部長 学校政策課です。今ございましたように、まず警察との連携についてということで通達がありましたものは、教育委員会としましては、各学校に流しまして、そして校長会等でも、その点を確認した上で流しております。そして、各学校のほうでそれに沿った職員への指導というものを指示を出しております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにもたくさんおっしゃりたいことあるのだろうと思いますけれども、ここはまた元に戻して。令和4年度の事業の評価のことでございますので、多分、今、●●委員さんと、それから●●委員さんのおっしゃったようなことについての結果は、多分、今年度が終わった後に、ちょうど来年の今頃にどうであったかというようなことは、評価としても出てくるだろうというふうに期待したいなと思います。

○●●委員 もう1個、追加で質問を。

○会長 どうぞ。

○●●委員 いじめ防止のもので続けさせていただきたいのですが。いじめというと、どうしても被害者保護を重点に置かれているかと思います。ただ、同時に加害者の隔離をしっかりとやっていただきたいと思います。

被害者のほうは、これはもう当然なのですが、加害者の隔離及び隔絶。加害者に対するペナルティー及び指導。これの構築をしっかりとやっていただきたいと思います。

今、私も娘が小学4年生になって、これから中学・高校に入っていきます。中学・高校になれば、それこそ少年法の枠を抜けて大人の、成人としての法律が適用されることにな

ります。そういった、ちゃんと学校側が子供に対して法律を適用し加害者を隔離する、隔絶する、指導する。そういった意識をしっかりと持っていただきたい。

以上です。

○会長 学校政策課の方でお願いします。

○教育部長 ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

○●●委員 追加で一つだけよろしいですか。

○会長 はい。追加ありましたら、どうぞ。

○●●委員 すみません、警察沙汰っていうと暴力とかになってくると思うのですがけれども。私、校長先生に訴えたのは、その先生は非常に言葉の暴力がひどいんです。子供たちがすごくすごく心に傷を負っているんです。私、それを校長先生に、これは暴力です。殴ったのに等しいし、もしかしたら殴ったよりひどい状況です。そういう先生を明日からまた指導させるんでしょうかということを行ったのですけれども、それも流されて、そのまま指導されています。だから、殴ってはいないから、目には見えないのでしょうかけれども、加害者だと思うんですね。なので、●●委員のおっしゃるような加害者の隔離という面では、そういう教師を一定期間、子供から離していただきたい。人事はそんなに簡単に変えられないからということは聞いたのですけれども、でも、それだと子供より教師を守っていて、子供は犠牲になっているので、その辺を深く深く考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○会長 では、御要望でございます。

すみません、もう少しいろいろと御意見も伺わなければいけないのに、時間も迫っておりますので。教育のこと、学校政策課と教育支援課に対しては、このぐらいにいたしまして。ほかの部局も来ていらっしゃると思いますので、これは、その他のこれ以外のことでも結構でございますので、皆さん方から御質問ですとか御要望を伺いたいなと思います。

どうぞ、●●さん。

○●●委員 番号41番、高齢者及びその家族への相談支援の実施というところで。今、白井市の広報のほうでも、積極的にヤングケアラーについて取り上げていただいているというところをよく理解しているのですけれども。この計画をつくったときって、このヤングケアラーという概念というか、そういうものって普通にあったのか。逆に、なかったとするならば、今、例えばヤングケアラーというのは学生が対象になってくるかと思うのですけれども、教育とかの連携というところで、今の実態というか、その辺を教えていただけるとありがたいです。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

○事務局 事業番号は何番ですか。

○●●委員 41です。高齢者福祉課のほうなんですけれども、メインは。

○会長 ヤングケアラーの。

○●●委員 つくったときにあったのかなというのを。

○事務局 ヤングケアラーは、子育て支援課が担当しています。

○会長 お願いいたします。

○子育て支援課長 子育て支援課のほうから回答させていただきます。ヤングケアラーのことですということなのなんですけれども。ヤングケアラーというのは、市のほうでも、大人がやるような例えば家事ですとか介護ですとか、大人が本来やらなければいけないこと、そして、子供が本来やらなくていいものを子供が担ってしまっているというようなところから、ヤングケアラーという定義がございます。市のほうでも、広報しろい等、ヤングケアラーとはというところで、子供向け、そして、もちろん大人向け、子供自身が、もしかしたら自分がヤングケアラーではないかというのを気づけるように、広報等をさせていただいております。

その中で、児童家庭相談室というのが子育て支援課の中にはございますけれども、その中でそういった御相談、例えば子供がなかなか学校に行けないですとか、あと、宿題がなかなかできないとか、そういったことがありましたら、子供自身が発する場、そして、そういったところを気づくというところで、家庭児童相談室のほうに保健師ですとか専門の職員が、様々な家庭のケースがある中で、こちらのほうからアプローチをしたりとか、あと、気づきがあった場合には、そういう家庭にアプローチをしていきます。例えば御両親が介護でなかなか家事ができないとかということであれば、高齢者の介護の関係につなげていったりというようなところで、各ケースの対応をしているところでございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

●●委員。

○●●委員 ありがとうございます。といっても、介護、まだやっぱり女性のほうにという向きにもなっていると思うし、またヤングの場合に、女兒という話になると、それも本当に男女共同参画という視点から、観点からすると、違う話だと思いますので、引き続きこの問題については、しっかりケアしていただければと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。委員さんの中ではいかがでしょうか。

どうぞ。

○●●委員 子育て支援課の38番のところで、子育て支援センターにおける育児講座。ここを見ると、3か所の内訳が女性ばかりで。要は、お母さんばかりで、お父さんの参加がゼロになっていますよね。これっていうのは、平日行われているものなのか、それとも、

土日開催をされているものなのか、お伺いしたいです。

○会長 お願いいたします。

○子育て支援課長 子育て支援課のほうからお答えいたします。子育て支援センターにつきましては、土曜も開催していただいております。そのときにはイベント等も行っており、できる限り、父親の皆さんが参加できるイベントなどもあるのですけれども、平日というところになってきますと、小さいお子さんをお持ちの母親の皆さんが来ることが多い状況です。土曜などのイベント等には、ぜひ参加していただくような方向では動いているところです。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○●●委員 私たちの時代にはなかったのですけれども、母子手帳というのに対して、父子手帳というのを最近、白井市の中でも配っているようですが、これの利用法というのでしょうか。例えば、何かそういう講座を受けたとすると、そこにポイントではないけれども、参加書や、参加で印鑑が押してもらえとか、何か達成感があるような。母子手帳は子供の成長記録なのですけれども、父子手帳に関しては、そういう何かお父さんとしての自覚が芽生えるような、育児参画に積極的に関わったことに対する評価というのかな。そういうものにうまく利用できたらいいのではないのかなというふうに考えますが、どうでしょう。

○会長 子育て支援課、お願いいたします。

○子育て支援課長 健康課とも関係してくるところではあるのですけれども、まず母子手帳については、妊娠されたときに窓口のほうで健康課で配付させていただいているというところで、そのときには、最近では母親だけではなくて、父親も一緒に来庁して、一緒にお話を聞く場合もあります。

あと、伴走型相談支援というのを白井市でも昨年からはじめまして、妊娠時、そして出産時に、保健師等による面談を行って、今後の出産までのスケジュールを話し合ったり、子育てに関する不安解消を行っています。こういった中でも、父親も一緒に聞いていただけるというケースがございます。御提案にあったようなことが、実際やっているのかどうかというところなのですけれども、そこは健康課にもうちょっと詳しく聞かないと分からないのですが、そういった面談時に関しては、父親の参加は増えてきているのかなというところはございます。

以上です。

○●●委員 ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでございましょうか。

●●さん。

○●●委員 取組番号109番のがん検診についてなのですけれども。私自身、この予約制ということに気づかなかったために、受けられないときがありまして。去年は予約なしでも受けられるようなものが、また元に戻ったと思って、最初に中身を確認しないで日付だけ確認して、さあ、近づいたから問診票を書こうという段階で予約制だったということに気づいて、電話したのですけれども、受け入れてはくれなかつたりしたので。目標に達しなかつたということは、そういう方が多いのかなと思いました。

なので、予約の期限が区切られていると思うのですけれども、その辺り、もし空きがあれば、臨機応変に入れていただければ、もうちょっと増えるのかなと思いました。

○会長 ありがとうございます。

お願いします。

○事務局 健康課なのですけれども、本日、事前の御質問になかつたので、今日、控えていないのですが、頂いた御意見につきましては、会議録等を含めまして担当課のほうに申し伝えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長 ということです。

○●●委員 はい。

○会長 また御回答をお願いします。

では、ほかにはいかがでしょうか。

○●●委員 一つ。

○会長 どうぞ。お願いします。

○●●委員 無作為抽出による公募委員の話なのですが。

○会長 何番ですか。

○●●委員 84番。こちらのほうは、随分昔に無作為抽出でアンケートを行い、名簿を作ったと思うのですけれども、これから新しい方が入るチャンスというのはあるのでしょうか。見るところによると、継続というのは、ここの中で読み取れるのですけれども、新しい方がまたその名簿に入るといふチャンスは、どういふときなのでしょう。

○会長 市民活動支援課ですね。

○事務局 こちらにつきましては、一応任期というものがございまして。任期が終わる前に、改めて2,000人の無作為抽出でこちらで抽出をしまして、この制度の周知をさせていただいて、こういった制度があるのですけれども登録をいただけませんかという形で。実は、今年度で任期が切れますので、改めて今年度2,000人の方を抽出させていただいて、制度の周知と登録いただけるかどうかの確認を含めて、追加なりさせていただいております。現在、任期が切れる方につきましても、引き続き登録いただける場合には、継続をいただいているという状況でございます。

以上です。

○会長 よろしいですか。

○●●委員 例えば、積極的にタウンミーティングなり、そういうところに顔を出している方々に直接声をかけるとか、そういう形は全然とっていなくて、皆平等に、住民票か何かから無作為で個人宛てに来るのですか。

○事務局 はい。今、現時点では、そのような形で出させていただいております。

また、市の審議会等の公募、皆さんも公募による無作為抽出の中から選ばれた委員の方もいらっしゃると思うのですけれども。もちろん同じ方にやっていただいてもいいのですけれども、できるだけ多くの市民の方にこういった審議会等に関わっていただきたいというものもございまして、今までにつきましては、そのような形で対応させていただいているところがございます。

以上です。

○●●委員 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

では、時間も残り少なくなってまいりました。

どうぞ。いかがですか。

○●●委員 数値目標の達成状態のやつで。一番最後のやつです。

この紙の一番下の裏のやつで、積極的に育児をしている父親の割合というのがあるのですけれども。それを質問している対象は、お母さんからなのか、お父さんからなのか、どっちかなという。前に育児している人に聞いたら、自称育児しているという父親がいるというのを聞いたので、どうなのかなというのをちょっと今、気になったので質問させていただきます。

○会長 これも健康課ですね。では、どうぞお願いいたします。

○事務局 健康課の内容なので、把握している範囲でお答えになるのですけれども、この数値の把握につきましては、健診のときにこういったアンケートをさせていただいて、数字を把握させていただいておりますので。その健診のときに連れてきている保護者の方に、その状況を確認いただいているということがございますので、お父さんが連れてきていれば、お父さんに確認していますし、お母さんが連れてきていれば、お母さんに確認しているというような状況でございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

よろしいですか。それで。

○●●委員 はい。すみません、ありがとうございます。

○会長 また詳しいことは、健康課にお問合せお願いいたします。

●●委員さん、お願いします。

○●●委員 108の避難所の開設・運営ですかね。Zになっているから、影響がないから



評価しないのでしょうか。今後の対策としまして、災害はいつ起こるか分かりませんので、災害支援協定なるものを多分、結んでいると思いますけれども、それはどういうふうな団体と結んでいるのでしょうか。

○会長 危機管理課、お願いいたします。

○危機管理課長 危機管理課です。よろしく申し上げます。ただいまの御意見にありまして、今回、避難所の開設・運営に関しましては、実際に令和4年度に関しましては、避難所の開設等の実績というものはなかったというところからZということでの評価ですけれども、実際のところ、訓練等は当然行っておりまして、昨年におきましては、第三小学校区まちづくり協議会との共催によりまして、避難所の設営と、あとは、体験というような防災訓練を行っております。

また、支援というところで、どういったところと協定を結んでいるのかというところなのですけれども。協定のほうにつきましては、資機材等の供給の業者ですとか、インフラ関係の協定とか、そういうところと協定を結んでいるところではございます。

今、ごめんなさい、手元にその協定の一覧がないので、詳しく申し上げられないところではありますけれども、災害時の避難所生活に必要な物に関しての支援とか、そういったところと結んでいるところでございます。

以上です。

○会長 よろしいですか。

○●●委員 はい。

○会長 詳しいことは、また後で展開いたしましょう。

○●●委員 すみません、付け足していいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○●●委員 私も106、108で質問させていただいたところなのですけれども。この後、また9号、10号、11号、台風近づいているということで、白井市の取組を見ていないので、質問本当に申し訳ないのですけれども。

まず、私がこの間、2号で平塚地区をたまたま車で走っていたんですね。白井の湯辺りを。そうしましたら、タイヤが半分ぐらい埋まるくらい浸水してきたんです。あっという間に。本当にそのとき、テレビで今まで、どこどこの県の土砂災害とか川の氾濫をテレビで見ていた自分が改めて経験というか、そこまでオーバーな経験じゃないと思うのですけれども。本当に命というか、これブレーキ利かなかつたら、どうするんだろうとか、そのような本当に怖い思いをしました。

そこでお聞きしたいのですけれども、いち早く白井市民に、今、危ないよ、これからここを動いちゃいけないよというような指令というんですか、指示。どのようなアクセスとか手法があるのかということと。あと、ペットは避難場所に連れていっていいのかどうか。そこをすみません、教えていただければ幸いです。

○会長 危機管理課お願いします。

○危機管理課長 まず、周知というところの方法の件なのですけれども、今、いち早く知らせるところでは、防災行政無線のほうを活用させていただいています。

また、防災無線を流した際には、登録された方のみになりますが、メール配信サービスというところを行っておりまして、防災無線で流した内容のものを御登録いただいた方に関しては、メールでお知らせをしたりとか。あとは、SNSとか、市のホームページ等でも、防災無線の内容等については周知をしているところでございます。

それから、ペットに関してなのですけれども、ペットにつきましましては、御自身で管理というか、餌とかそういったものを管理できるというのが条件になるかと思えます。当然、室内ですとか、こちらにはお持ち込みできないので、ケージ等でまた別の場所で管理していただくということとなります。

以上です。

○会長 よろしいですか。

○●●委員 はい、ありがとうございます。

○会長 では、関連的に災害、危機管理課がいらしていますので伺いたいのですけれども。

一つは、今、おっしゃったペット、日本では非常に遅れておりまして。諸外国では、同じ建物には絶対に動物は入れないと。なぜかという、感染症ですとか、いろいろな病気がお互いに、騒音とか何かだけではなくて、そういったような健康的な配慮から、別棟にするというようなのが一般的なのですが、どうも日本は、飼い主が一緒に行って、そしてそこで避難生活をするというようなことがありますけれども、それはおかしいというふうに諸外国からは指摘されているところですね。少し白井市で、まずは本当はそういうことを考えていただきたいというのが一つございます。

○危機管理課長 ペットは、諸外国の状況を把握しないといけないというのは、今、お話しいただきまして。先ほどこちらを御説明しましたけれども、隔離と言ってはあれですけれども、別のところにケージ等でペットのほうは、御自身のほうでやっていただくというところではなっているところではありますけれども、今の御意見を参考に、それについては、検討させていただければと思います。

○会長 続いてお願いいたします。それから、もう一つ、関連して伺いたいのは、ここに避難所開設とか運営マニュアルというのがございますよね。それ、避難所になる地域の学校でも作るということですが、その場合に一番問題になっているのが、男性とか女性とかLGBTの人たちに対して、部屋割りですとかトイレとか、いろいろなところを施設面でどうするかというのがありますけれども、それは運営マニュアルの中には入っておりますでしょうか。特にここは男女共同参画の場でもございますので伺いたいのですが。

○危機管理課長 この避難所のマニュアルにつきましましては、各小学校等で、現状としては、今、大山口小学校で今年11月に、まちづくり協議会との共催で防災訓練を行うのですけれ

ども、そちらについて、モデルケースとして運営マニュアルのほうを策定をいたしました。この中には、そういった配慮される方についての教室の割り振りとかといったものも男性、女性に関しては、一応考慮して設置をされてはいるのですけれども、継続して個別マニュアルのほうは作成していきたいと思っております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。ぜひぜひ、そういったようなことも考えていただきたいなと思っております。

もう時間にはなりましたけれども、一番下のもう一つ、いらっしゃいましたら。

はい。これで最後になりますけれども。

○●●委員 最後の質問にします。白井市は、議会においては全国で一番女性の議員数が多いということで有名になりました。議会において、その効果が出ているかどうかというのは、市民としては非常に知りたいところなのですが。今後、そういう何かPRするところがあるのでしょうか。それは今後のことで、今年度の話ではありませんが、お聞きしたいところがあります。

○会長 これは市民活動支援課ですかね。

お願いします。

○事務局 お答えさせていただきます。非常に難しい質問で、市議会として何かやっていくのかということに関しては、申し訳ないのですけれども、議会事務局のほうの考え方は私どものほうでは把握していないので、分からないところではありますけれども、個々の議員さん方がそれぞれの議会報告とか、そういったようなところで各会報を作ったりだとか、そんなようなところをやっているところではありますので、そういったところでお読みいただいて、女性の議会議員の全国一番で一番多いんだというようなことに関しては、テレビ等の報道でも出ていたりとかしておりますし、他の自治体でも非常に注目されているところだと思いますので、恐らく議員さんの中では、そういう意識は、きちんと市民に対しても、答えたり公表しようということは何かお考えを持っているのではないかと思っております。

ただ、議会事務局ではないので、それを具体的に何をどうしていくかというところは、ちょっとお答えができないところでございます。

以上です。

○●●委員 結局のところ、目指すは50対50というのかな。男性と女性が対等というのか、人数的にも同じ、1等々になって、こういう議会の場が活性化されればいいというものでありますので。こういう審議会なんかも、目標値が三十何%というふうに出ていますが、要は議会のほうできちっとその証明ができれば、普通の審議会でもたくさんの方が出てくるようになるのではないのかなというふうに思うので、その先立として議会がうまくPRになる場所になればいいなというふうに思います。

以上です。

○会長 では、よろしくお届けくださいませ。

この男女共同参画会議としての意見というようなことでもありますし、希望でもございますので、よろしくお願いいたします。

○●●委員 申し訳ない。ここには書いていないのですが、1個言いたいのがあつたのですけれども。

○会長 では、ちょっと短めに。

○●●委員 HPVワクチンについて、男性にも補助をお願いいたします。あとは、HPVワクチンについての記述が、厚生労働省から出ている令和5年のファクトシートからかなりかけ離れていて、いまだに誤つた情報、特に副反応に対しては、誤つた情報を提示しているのです、それに対しては、即刻訂正・修正及び現在のファクトシートと合致する形で記述をしていただきたいです。

以上です。

○会長 健康課ですかね。

○事務局 そうですね。

○会長 に、くれぐれもよろしくお伝えくださいませ。

○事務局 はい。

○会長 ということで、今日たくさん御意見頂きましたし、それからあと、七つの課にわざわざ来ていただきまして、どうもありがとうございました。これで私たちのいろいろな質問の御討議ができたかと思つたし、的確な回答もありがとうございました。まだ少し積み残したこともありますので、それは後で市民活動課で整理して、私たちにフィードバックしてくださるだろうと思つたし、よろしくお願いいたします。

以上で、今日の会議は終わりたいと思つたし。

あと、事務局のほうから何かございましたら、よろしくお願ひします。

○事務局 (事務局説明)

○会長 どうもありがとうございました。

では、次は2月ということでございますので、次の第2回目のテーマも今おっしゃっていただきましたので、そういったようなことも少し皆様方、お考えになつて、第2回の会議に出席をお願ひいたします。

それでは、これで全て終わったと思つたし、皆様、どうも御苦勞さまでした。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。